

# 新潟県柏崎市介護職員就職支援事業補助金交付要綱

平成 27 年 3 月 31 日 制定

平成 27 年 5 月 29 日 改正

平成 29 年 3 月 30 日 改正

平成 30 年 3 月 29 日 改正

令和 2 年 3 月 31 日 改正

令和 5 年 4 月 1 日 改正

令和 6 年 4 月 1 日 改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の介護施設を運営する法人又は民間事業所に勤務する介護職員の就職を支援することにより、介護施設における介護職員不足の解消を図ることを目的に、予算の範囲内において、介護職員就職支援事業補助金を交付するものとし、その交付については、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和 50 年規則第 29 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護施設 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条及び第 8 条の 2 に規定する介護施設並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設をいう。

(2) 介護職員 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 4 条又は第 39 条に規定する者

イ 介護保険法第 7 条第 5 項に規定する者

ウ 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 5 条又は第 6 条に規定する者

エ 介護職員初任者研修を修了した者

オ 介護職員実務者研修を修了した者

(補助対象者の要件)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内の介護施設へ新たに就職した介護職員（市内の介護施設に勤務していた介護職員については、6月以上の休職後に市内の介護施設へ新たに就職する介護職員に限る。）、市外の介護施設から市内の介護施設へ転職した介護職員又は市内の介護施設へ新たに就職し、かつ、就職した日から起算して3年以内に前条第2号の規定に該当することとなった者
- (2) 市内の介護施設の雇用主と1週間の勤務時間が1年を平均して35時間以上又は1月140時間を超える勤務条件で市内の介護施設に3年以上勤務する雇用契約を締結する者
- (3) 同一系列の介護施設からの異動又は市内の他の介護施設からの転職でない者
- (4) 居住地の市町村税の滞納がない者
- (5) 補助金の返還が生じた場合の連帯保証人として、成人した親族等1人を立てられる者
- (6) 柏崎市看護師就職助成金又は柏崎市福祉職員就職支援事業補助金の交付を受けていない者  
(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、介護施設に就職した日（市内の介護施設へ新たに就職し、かつ、就職した日から起算して3年以内に第2条第2号の規定に該当することとなった者については、当該該当することとなった日）から60日以内に柏崎市介護職員就職支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、当該年度中に介護職員となった者は、当該年度末までに必要書類を添えて申請するものとする。

（補助金交付の決定又は不交付の決定及び額の確定）

第5条 市長は、前条による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、速やかに補助金の交付の可否を決定し、交付する場合にあっては、柏崎市介護職員就職支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（別記第2号様式）により、交付しない場合にあっては柏崎市介護職員就職支援事業補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者へ通知しなければならない。

(補助金の交付額、回数及び交付時期)

第6条 補助金の交付額は、対象資格及び年齢区分に応じそれぞれ別表に定める額とする。

2 補助金の交付回数は、1人につき1回を限度とし、交付決定の日から起算して30日以内に全額申請者に交付するものとする。

(申請事項の変更報告、休職報告)

第7条 交付の決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、第4条の規定により市長へ提出した申請書の記載内容に変更が生じた場合又は1月以上の療養休暇等の長期休暇を取得した場合は、速やかに柏崎市介護職員就職支援事業補助金交付申請内容変更報告書(別記第4号様式)に変更内容又は休暇期間が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を補助対象者又はその連帯保証人に柏崎市介護職員就職支援事業補助金返還通知書(別記第5号様式)により求めるものとする。

(1) 提出した書類に虚偽又は不正な記載があったとき。

(2) 第3条第2号に規定する要件を欠くに至ったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(補助金返還の例外)

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかの理由により第3条第2号に規定する要件を欠くに至ったときは、前条の規定による返還の全部又は一部を求めないことができる。

(1) 死亡又は心身障害等により、補助金の返還が不能又は困難となったとき。

(2) 勤務する市内の介護施設の廃止、休止、その他の補助対象者の責めに帰すことができない事案により、雇用契約を継続することが不能又は困難となったとき。

2 前項各号のいずれかの理由に該当することとなった補助対象者又はその代理人は、柏崎市介護職員就職支援事業補助金交付要綱第9

条に該当する旨の届出書（別記第6号様式）にその事由が分かる書類を添付して市長に届け出なければならない。

（在籍報告）

第10条 補助対象者は、第3条第2号に規定する雇用年数の間、当該市内の介護施設に就職した日から1年、2年及び3年を経過する日ごとに、当該介護施設から証明を得て柏崎市介護職員就職支援事業補助金在籍証明書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の新潟県柏崎市介護職員就職支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付決定を受ける者について適用し、同日前に改正前の新潟県柏崎市介護職員就職支援事業補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた者に係る補助金の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の新潟県柏崎市介護職員就職支援事業補助金交付要綱の

規定は、この要綱の施行の日以後に交付決定を受ける者について適用し、同日前に改正前の新潟県柏崎市介護職員就職支援事業補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた者に係る補助金の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

( 施行期日 )

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 改正後の新潟県柏崎市介護・福祉職員就職支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付決定を受ける者について適用し、同日前に改正前の新潟県柏崎市介護職員就職支援事業補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた者に係る補助金の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

( 施行期日 )

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 改正後の新潟県柏崎市介護・福祉職員就職支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付決定を受ける者について適用し、同日前に改正前の新潟県柏崎市介護職員就職支援事業補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた者に係る補助金の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

( 施行期日 )

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 改正後の新潟県柏崎市介護職員就職支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付決定を受ける者について適用し、同日前に改正前の新潟県柏崎市介護・福祉職員就職支援事業補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた者に係る補助金の取扱いは、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

対象資格	年齢区分	補助金額
第2条第2号ア、イ 又はウに定める者	29歳以下	300,000円
	30歳以上39歳以下	200,000円
	40歳以上	100,000円
第2条第2号エに定 める者	29歳以下	75,000円
	30歳以上39歳以下	50,000円
	40歳以上	25,000円
第2条第2号オに定 める者	29歳以下	150,000円
	30歳以上39歳以下	100,000円
	40歳以上	50,000円

※ 年齢区分は、申請年度の末日における申請者の年齢によって決定するものとする。